

14 防衛省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	追加提案・制度 提案に係る規制 の特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1420010	航空機騒音緩衝地域の土地について、市町村の無償自由使用を可として有効活用するための規制緩和	国有財産法第18条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第11条	周辺財産については、国有財産法、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、当該財産の用途又は目的を妨げない限度において、地方公共団体に対しては、無償使用許可を行っている。		防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第7条及び同法法律施行令第11条に基づき、地方公共団体に「無償で使用させることができる」土地の使途について、現行では「(1)広場・公園等、(2)緑地帯を形成するための施設、(3)駐屯地、(4)消防に関する施設、(5)公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設」に限定されているが、施行令第11条に定める施設の指定を緩和し、市町村の裁量に応じた自由使用できるように願いたい。 また、「国有財産法」、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について(連達)」による、使用許可期間等の制限についても規制緩和を願いたい。	・当該土地は、航空機騒音の緩衝地帯として、必要不可欠であるが、使用用途が制限されているため、土地の有効活用の選択幅が狭くなっている。また、長期から買い入れる土地は年々増加しており、当該土地の固定資産税は減少しているが、固定資産税の代償的性質を有するとされている「国有提供施設等所在市町村助成交付金」は年々、減額されており、基地所在市町村の財政を圧迫している。 ・国にとっても、緩衝地帯の除草作業ほかの維持管理コストとして、松島基地周辺だけでも年間約1,000万円の財政支出を余剰なされている。 ・土地の使用については、法の趣旨に基づき緩衝地帯としての機能を妨げない「スポーツ施設」や、将来的には「農業生産施設」としての活用など、市町村の裁量により自由に使用できることとし、限りある国土の有効利用と維持管理コストの削減、基地周辺住民に対する民生安定など相乗的な効果が期待できる制度に改善されるよう提案する。	C	—	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」といふ。)5条第2項の規定により買い入れた土地については、国の行政目的を遂行するための物的施設であり、国有の公物である行政財産として、その用途又は目的に就いて適正に管理しなければならない。 このことから、当該土地について、その用途又は目的に逸脱するような形で、地方公共団体に対し自由使用させることは、制度上許容されていない。 他方、当該土地は、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び同法の特例規定である環境整備法第7条の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、地方公共団体に對し、無償で使用させることができることになっていることから、今後、提案主体からの個別具体的な提案内容を見まえ、無償使用の可否について検討することとしている。	1026010	東松島市	宮城県	財務省 防衛省	